



令和3年3月11日  
大臣官房 技術調査課

## 国内工事等の入札契約手続において海外工事等の実績の評価を始めます

国土交通省は、今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、令和3年2月に海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定・表彰したところです。

このたび、認定・表彰された海外インフラプロジェクトの実績を、令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事及び業務の入札契約から評価に活用することとし、その方法等を現場に通知しましたのでお知らせします。

また、認定証発行件数について、4件を追加認定いたしますので併せてお知らせします。

### 1. 認定・表彰制度の概要、追加認定について

国土交通省では、技術者の国内・海外間での相互活用の促進を図ることを目的に、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定するとともに、特に優秀な技術者を表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和2年度から創設し、「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会（委員長：小澤一雅東京大学教授）」での審議を踏まえ、認定・表彰対象者を令和3年2月9日に決定したものです。（制度の概要等は別紙1参照）

また、2/9公表の認定証発行件数について、追加で4件の申請について認定を行いますのでお知らせします。（詳細は別紙2参照）

### 2. 入札契約手続時の評価について

国土交通省では、国内外の技術者の相互活用を促進する環境整備の一環として、本制度により認定・表彰された海外インフラプロジェクトの実績を令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札契約から評価に活用します。評価方法等の概要については、以下のとおりです。（詳細は別紙3参照）

#### 〈評価項目及び評価方法〉

工事における「技術者の能力等」、業務における「予定管理技術者の経験及び能力」等の評価において本認定・表彰制度により認定・表彰された実績を評価の対象とする。

#### ① 同種・類似工事又は同種・類似業務の実績

本認定・表彰制度により認定された海外実績を、国内の工事及び業務の実績と同様に評価する。

#### ② 表彰

本認定・表彰制度により表彰された海外実績は、国土交通省における優良工事技術者表彰等と同様に評価する。

※「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、

「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰又は事務所長表彰相当とするなど、既存の運用を踏まえて適切に運用する。

#### 【問合せ先】

大臣官房 技術調査課 課長補佐 吉井 拓也  
代表番号：03-5253-8111（内線22334・22337）

係長 中園 翔  
直通 03(5253)8220 FAX 03(5253)1536